

主治医意見書予診票の作成のお願い

(青森県医師会)

介護保険認定をお申し込みの方へ

「主治医意見書予診票」（以下、「予診票」という）は、主治医が申請者（患者）の日頃の生活状態を知り、医学的総合的に判断した上で、要介護認定審査に必要な「主治医意見書」をより正確に作成するために、参考にさせていただく資料となります。

この「予診票」は、個人情報保護法に基づき、他の目的に利用することはありません。

「予診票」の記載や主治医への提出は任意となりますが、円滑な介護認定に向けてご協力いただきますようお願い申し上げます。

《主治医意見書予診票の流れについて》

（予診票の記入）

1. 「予診票」は、両面1枚になっています。
要介護認定では、普段の家庭での様子を把握する事が特に重要です。
申請者ご本人もしくはご家族等が答えられる範囲でご記入ください。

（予診票の提出）

2. 「予診票」は、主治医へご提出ください。

（主治医意見書の作成）

3. 主治医は、ご提出頂いた「予診票」を参考に、医学的総合的に判断して、「主治医意見書」を作成します。
その際、必要に応じて主治医から聞き取りが行われます。